

姫路市新美化センター整備・運営事業

要求水準書 運営・維持管理業務編 (案)

令和7年 10 月 20 日

姫 路 市

姫路市新美化センター整備・運営事業 要求水準書

運営・維持管理業務編

目 次

第1章 総 則	1
第1節 事業概要.....	1
1 事業目的.....	1
2 事業名.....	2
3 施設規模.....	2
4 事業実施場所.....	2
5 敷地.....	2
6 業務期間.....	2
7 業務実施区域.....	2
8 運営事業者の業務範囲.....	2
第2節 計画主要目.....	3
1 計画年間処理量.....	3
2 計画ごみ質.....	3
3 ごみの搬入出.....	3
4 余熱利用計画.....	3
5 公害防止基準.....	3
6 処理生成物の基準.....	3
7 敷地周辺設備.....	3
8 本施設の要求性能.....	3
第3節 一般事項.....	4
1 本要求水準書の遵守.....	4
2 関係法令等の遵守.....	4
3 個人情報の保護.....	6
4 生活環境影響調査の遵守.....	6
5 一般廃棄物処理実施計画の遵守.....	6
6 官公署等の指導等への対応.....	6
7 官公署等申請への協力.....	6
8 官公署等への報告等.....	7
9 市への報告.....	7
10 市の検査等への対応.....	7
11 運営事業者によるセルフモニタリング.....	7
12 労働安全衛生・作業環境管理.....	7
13 緊急時対応.....	8
14 急病等への対応.....	9

1 5 感染症への対策.....	9
1 6 災害発生時の協力.....	9
1 7 保険への加入.....	9
1 8 地域振興.....	9
第4節 運営・維持管理業務条件.....	10
1 運営・維持管理.....	10
2 提案書の変更.....	10
3 要求水準書記載事項.....	10
4 契約金額の変更.....	10
5 本業務期間終了時の引渡し条件.....	10
第2章 運営・維持管理体制	12
第1節 業務実施体制.....	12
第2節 有資格者の配置.....	12
第3節 連絡体制.....	13
第4節 教育訓練.....	13
第3章 運転管理業務	14
第1節 本施設の運転管理.....	14
第2節 受付・計量業務.....	14
1 受付管理.....	14
2 計量データの管理.....	14
3 誘導・指示.....	14
4 ごみ処理手数料の徴収等.....	14
5 受付.....	15
第3節 搬入管理.....	15
第4節 適正処理・適正運転.....	15
第5節 運転管理体制.....	16
第6節 用役の管理.....	16
第7節 運転計画の作成.....	16
第8節 運転管理記録の作成.....	17
第9節 性能試験の実施.....	17
第4章 維持管理業務	18
第1節 本施設の維持管理業務.....	18
第2節 保守管理.....	18
1 保守管理計画書の作成.....	18
2 保守管理の実施.....	19
3 保守管理実施報告書の作成.....	19
第3節 修繕工事.....	19
1 補修工事.....	19

2 更新工事.....	20
3 保全工事.....	21
第4節 清掃.....	21
第5節 維持管理マニュアル.....	21
第6節 精密機能検査.....	21
第7節 長寿命化総合計画の作成及び実施.....	22
第5章 余熱利用管理業務.....	23
第1節 本施設の余熱利用管理業務.....	23
第2節 余熱利用管理.....	23
1 余熱利用管理計画の作成.....	23
2 余熱利用管理の実施.....	23
3 余熱利用管理実施の報告.....	23
第6章 測定管理業務.....	24
第1節 本施設の測定管理業務.....	24
第2節 測定管理マニュアル.....	24
第3節 排ガスの基準値を超過した場合の対応.....	26
1 要監視基準と停止基準.....	26
2 要監視基準値を超過した場合の対応.....	27
3 停止基準値を超過した場合の対応.....	27
第7章 防災等管理業務.....	28
第1節 本施設の防災等管理業務.....	28
第2節 二次災害の防止.....	28
第3節 防火・防災マニュアル(緊急時対応マニュアル)の作成.....	28
第4節 防火・防災管理体制の整備.....	28
第5節 防火・防災訓練の実施.....	28
第6節 事故報告書の作成.....	28
第8章 関連業務.....	29
第1節 本施設の関連業務.....	29
第2節 敷地内管理.....	29
第3節 施設警備・防犯.....	29
第4節 見学者対応.....	29
第5節 周辺住民対応.....	29
第6節 市民向けイベントの企画.....	29
第7節 ホームページの開設及び運営.....	29
第8節 災害発生時の対応及び指定避難所用物資保管倉庫の管理.....	30
第9章 情報管理業務.....	31
第1節 本施設の情報管理業務.....	31
第2節 運営体制.....	31

第3節 運営マニュアル.....	31
第4節 運転.....	31
第5節 保守管理.....	32
第6節 補修工事.....	32
第7節 更新工事.....	32
第8節 保全工事.....	32
第9節 作業環境管理.....	32
第10節 清掃実施.....	32
第11節 測定管理.....	32
第12節 防災等管理.....	33
第13節 緊急対応.....	33
第14節 事業継続計画.....	33
第15節 関連業務管理.....	33
第16節 施設情報管理.....	34
第17節 業務完了報告.....	34
第18節 その他管理記録報告.....	34
第19節 情報セキュリティ.....	34

用語の定義

本要求水準書において使用する用語の定義は次のとおりである。

運営・維持管理業務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
運 営 事 業 者	落札者のうち、構成員が出資を行い設立する特別目的会社で、本施設の運営・維持管理業務を行う者をいう。
エネルギー回収型廃棄物処理施設	本施設を構成する施設のうち、可燃ごみ等を処理対象物として焼却し、ごみ処理によって発生する熱エネルギーを、発電や熱(温水、蒸気)として回収する施設をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と建設事業者が締結する契約をいう。
建 設 事 業 者	本事業において、設計・建設業務を担当する者をいう。
事 業 契 約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の総称をいう。
事 業 提 案 書	本事業を実施する落札者の選定に当たり、応募者が入札説明書等に基づき作成し、提出する書類一式をいう。
事 業 実 施 区 域	本事業を実施する区域をいう。
事 業 者	本市と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
設計・建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
プ ラ ン ト	本施設で処理対象物を処理するために必要な全ての機械設備・電気設備・計装制御設備等を総称していう。
本 工 事	本事業のうち、設計・建設業務における工事をいう。
本 市	姫路市をいう。
本 施 設	本事業において、事業者が事業実施区域内に設計・建設するごみ処理施設をいい、同区域内の設備、建築物及びその付帯設備を含めていう。
本 事 業	姫路市新美化センターの整備・運営事業をいう。
要 求 水 準 書	要求水準書 設計・建設業務編及び要求水準書 運営・維持管理業務編を総称していう。
要 求 水 準 書	本事業における設計・建設業務に係る要求水準書をいう。
設計・建設業務編	
要 求 水 準 書	本事業における運営・維持管理業務に係る要求水準書をいう。
運営・維持管理業務編	

第1章 総 則

本要求水準書は、本市が発注する本事業における運営・維持管理業務に適用する。

本要求水準書は、本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な業務については、本要求水準書及びその他の関連書類に明示していない事項であっても、運営事業者の責任において全て完備するものとする。

第1節 事業概要

1 事業目的

本市では、次に示す5つの基本方針に基づき、本施設を整備していきます。

基本方針1 安心・安全で安定的に処理が可能な施設

- ① 事故やトラブル等を未然に防ぐ安全性の高い施設とします。
- ② ごみ量やごみ質に柔軟に対応できる施設とします。
- ③ 災害が発生した際にも安定してごみ処理ができる施設とします。

基本方針2 循環型社会・脱炭素社会の形成に寄与する施設

- ① 焼却処理で発生する熱エネルギーを積極的に有効活用します。
- ② 省資源・省エネルギー化に努めます。
- ③ カーボンニュートラルに貢献する施設とします。

基本方針3 周辺環境に配慮した施設

- ① 有害物質の排出抑制に努め、周辺環境に与える影響を低減します。
- ② 周辺の自然環境や景観と調和した施設とします。

基本方針4 地域住民に親しまれ、地域に貢献する施設

- ① まちづくりの核となる施設を目指します。
- ② 情報公開と市民参画により信頼される施設とします。
- ③ 施設見学や環境学習等を通じて、環境学習の拠点となる施設とします。

基本方針5 洗練された無駄のない施設

- ① 安全性と環境に配慮した最新の設備を備えつつ、建設費及び運営・維持管理費を低減できる費用対効果に優れた施設とします。
- ② 長寿命化に配慮した施設とします。

出典：姫路市新美化センター整備基本構想（令和5年3月）

2 事業名

姫路市新美化センター整備・運営事業

3 施設規模

196t/日(98t/日×2 炉)

4 事業実施場所

姫路市飾磨区今在家 1351 番地 27

5 敷地

事業用地は、要求水準書添付資料 1「事業実施区域」で示した範囲とする。

6 業務期間

業務期間は次のとおりである。ただし、運営事業者は本市が本施設を供用開始後 30 年以上使用する計画であることを前提として運営・維持管理業務を行うものとする。

令和 14 年 4 月から令和 34 年 3 月まで(20 年間)

7 業務実施区域

事業実施区域は、要求水準書添付資料 1「事業実施区域」で示した範囲とする。

8 運営事業者の業務範囲

運営事業者の業務範囲は、本施設に関する次の業務とする。

- (1) 運転管理業務
- (2) 維持管理業務
- (3) 余熱利用管理業務
- (4) 測定管理業務
- (5) 防災等管理業務
- (6) 関連業務
- (7) 情報管理業務

第2節 計画主要目

1 計画年間処理量

- (1) エネルギー回収型廃棄物処理施設

設計・建設業務編「第1章 第3節 1 処理能力」参照

2 計画ごみ質

- (1) エネルギー回収型廃棄物処理施設

設計・建設業務編「第1章 第3節 2 計画ごみ質」参照

3 ごみの搬入出

- (1) エネルギー回収型廃棄物処理施設

設計・建設業務編「第1章 第3節 3 ごみの搬入出」参照

4 余熱利用計画

設計・建設業務編「第1章 第3節 5 余熱利用計画」参照

5 公害防止基準

設計・建設業務編「第1章 第4節 1 公害防止基準」参照

6 処理生成物の基準

設計・建設業務編「第1章 第3節 7 焼却残さの基準」参照

7 敷地周辺設備

設計・建設業務編「第1章 第2節 9 敷地周辺設備」参照

8 本施設の要求性能

本要求水準書に示す施設の要求性能とは、要求水準書及び事業提案書が定める、本施設が備えているべき性能及び機能をいう。運営事業者は、本業務期間中、要求性能を備えること。

第3節 一般事項

1 本要求水準書の遵守

運営事業者は、本要求水準書に記載される要件について、本業務期間中遵守すること。

2 関係法令等の遵守

運営事業者は、本業務期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「労働安全衛生法」等の関係法令及び関連する基準、規格等を遵守すること。

表 1.1 法令等（例）

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)	●電気設備に関する技術基準を定める省令(平成 9 年通商産業省令第 52 号)
●資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)	●クレーン等安全規則(昭和 47 年労働省令第 34 号)及びクレーン構造規格(平成 7 年労働省告示第 134 号)
●廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能に関する指針について(平成 10 年生衛発第 1572 号)	●ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和 47 年労働省令第 33 号)
●ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)	●事務所衛生基準規則(昭和 47 年労働省令第 43 号)
●ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン	●危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号)
●環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)	●ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版(公益社団法人全国都市清掃会議)
●大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)	●電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン(資源エネルギー庁)
●悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)	●高圧系統業務指針(系統アクセス編)など関西電力株式会社が定める規定
●騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)	●高調波抑制対策技術指針(一般社団法人日本電気協会)
●振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)	●日本産業規格
●水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)	●電気学会電気規格調査会標準規格
●土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)	●日本電機工業会規格
●水道法(昭和 32 年法律第 177 号)	●日本電線工業会規格
●下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)	●日本電気技術規格委員会規格
●計量法(平成 4 年法律第 51 号)	●日本照明器具工業会規格
●消防法(昭和 23 年法律第 186 号)	●公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
●建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)	●公共建築設備工事標準図(電気設備工事)

	編、機械設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
●建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)	●機械設備工事監理指針(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
●建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)	●電気設備工事監理指針(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
●都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)	●工場電気設備防爆指針(独立行政法人労働安全衛生総合研究所)
●文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)	●官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
●労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)	●官庁施設の環境保全性基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
●労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)	●官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準(国営整第 157 号、国営設第 163 号)
●高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)	●建築設備設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
●航空法(昭和 27 年法律第 231 号)	●建設設備計画基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
●電波法(昭和 25 年法律第 131 号)	●煙突構造設計指針(一般社団法人日本建築学会)
●電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)	●事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針(平成 4 年労働省告示第 59 号)
●電気工事士法(昭和 35 年法律第 139 号)	●分散型電源系統連系技術指針(一般社団法人日本電気協会)
●電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)	●景観法(平成 16 年法律第 110 号)(姫路市景観計画)
●建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)	●屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号)(姫路市屋外物条例)
●平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成 23 年法律第 110 号)	●福祉のまちづくり条例(県条例)(平成 4 年条例第 37 号)
●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)(平成 18 年法律第 91 号)	●環境の保全と創造に関する条例(県条例)(平成 7 年条例第 28 号)
●エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)(昭和 54 年法律第 49 号)	●水防法(昭和 24 年法律第 193 号)

●土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)(平成 12 年法律第 57 号)	●津波防災地域づくりに関する法律(平成 23 年法律第 123 号)
●河川法(昭和 39 年法律第 167 号)	●工業用水法(昭和 31 年法律第 146 号)
●火力発電所の耐震設計規程(一般社団法人日本電気協会火力専門部会)	●建築物用地下水の採取の規制に関する法律 (昭和 37 年法律第 100 号)
●海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)	●盛土規制法(昭和 36 年法律第 191 号)
●港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)	●姫路市火災予防条例(昭和 37 年条例第 14 号)
●既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン	●姫路市下水道条例(昭和 35 年条例第 32 号)
●ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)	●ダイオキシン類基準不適合土壌の処理に関するガイドライン
●兵庫県建築基準条例(昭和 46 年兵庫県条例第 32 号)	●その他本業務に関連する法令、規格、基準 など
●道路法(昭和 27 年法律第 180 号)	

3 個人情報の保護

「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)、「姫路市個人情報の保護に関する条例」(平成 15 年法律第 57 号)等を遵守し、直接搬入者や従業者等の個人情報の取扱いに留意すること。また、業務の実施に当たり、業務上知り得た情報(個人情報を含む。)を第三者に漏洩してはならない。

4 生活環境影響調査の遵守

運営事業者は、本業務期間中、本事業に係わる生活環境影響調査の内容を遵守すること。また、本市が実施する調査又は運営事業者が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、本市と協議のうえ、対策を講じること。

5 一般廃棄物処理実施計画の遵守

運営事業者は、本業務期間中、本市が毎年度定める「一般廃棄物処理実施計画」を遵守すること。

6 官公署等の指導等への対応

運営事業者は、本業務期間中、官公署等の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い本施設の改造等が必要な場合の措置については、その費用の負担を含め別に定めることとする。

7 官公署等申請への協力

運営事業者は、本市が行う運営・維持管理に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、本市の指示により必要な書類・資料等を提出しなければならない。なお、運営事業者が行う運営・維持管理に係る申請に関しては、運営事業者の責任と負担により行うこと。

8 官公署等への報告等

運営事業者は、官公署等から本施設の運営・維持管理に関する報告等を求められた場合、速やかに対応すること。なお、報告に当たっては、同内容を本市に報告し、その指示に基づき対応すること。

9 市への報告

- (1) 運営事業者は、本市が本施設の運営・維持管理に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに報告すること。
- (2) 定期的な報告は、「第9章 情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故時等は、「第1章 第3節 13 緊急時対応」に基づくこと。

10 市の検査等への対応

運営事業者は、本市が実施する運営・維持管理全般に対する検査等に全面的に協力すること。また、この検査等において、本市が本施設の運営・維持管理に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに報告すること。

また、運営事業者は本市が検査等を実施する場合、本施設の運転を調整する等の協力を実施すること。

11 運営事業者によるセルフモニタリング

運営事業者は、要求水準書及び事業提案書のうち運営・維持管理業務に係る内容を網羅的に整理した運営モニタリングチェックシート及び日報・月報チェックシート等を作成のうえ、事業開始前に本市に提出し、本市の承諾を受けること。また、運営・維持管理業務の実施に当たっては、運営モニタリングチェックシート及び日報・月報チェックシート等に基づいて、運営業務の内容の要求水準書及び事業提案書の内容を満たしているかどうかをセルフモニタリングすること。なお、試験的な運転調整等も、事前に市へ承諾を受けること。

12 労働安全衛生・作業環境管理

- (1) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者の安全及び健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した安全衛生管理体制について本市に報告すること。安全衛生管理体制には、ダイオキシン類のばく露防止上必要な管理者、組織等の体制を含めて報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本市に報告すること。
- (3) 運営事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- (4) 運営事業者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、従事者に使用させること。

また、保護具、測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。

- (5) 運営事業者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」(以下「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」という。)(基発 0110 第 1 号、平成 26 年 1 月 10 日)に基づきダイオキシン類対策委員会(以下「委員会」という。)を設置し、委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し、遵守すること。なお、委員会には、廃棄物処理施設技術管理者等本市が定める者の同席を要すること。
- (6) 運営事業者は、「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づき、従事者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
- (7) 運営事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順(安全作業マニュアル)を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- (8) 安全作業マニュアルは、施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。
- (9) 運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、本市と協議のうえ、本施設の改善を行うこと。
- (10) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者に対して健康診断を実施し、その結果及び就業上の措置について本市に報告すること。
- (11) 運営事業者は、従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- (12) 運営事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に本市に連絡し、本市の参加について協議すること。
- (13) 運営事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。

1 3 緊急時対応

- (1) 運営事業者は、災害、機器の故障及び停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。
- (2) 運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧、本市への報告等の手順等を定めた防火・防災対応マニュアル(緊急時対応マニュアル)を作成し、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、運営事業者は、作成した緊急対応マニュアルについては、緊急対応が安全、かつ速やかに行えるよう、必要に応じて見直し改定するなど、随時改善を図らなければならない。
- (3) 運営事業者は、台風・大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自らが整備する自主防災組織及び警察、消防、本市等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本市に報告すること。
- (4) 緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防火・防災訓練等を行うこと。また、訓練の開催については、事前に本市に連絡し、本市の参加について協議すること。
- (5) 事故が発生した場合、運営事業者は直ちに、事故の発生状況、事故時の運転記録等

を本市に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、本市に提出すること。

1 4 急病等への対応

- (1) 運営事業者は、本施設の利用者等の急な病気・けが等に対応できるように、簡易な医薬品等を用意するとともに、急病人発生の対応マニュアルを整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を整備すること。
- (3) 本施設に設置している AED の維持管理等を定期的実施すること。
- (4) 運営事業者は、急病人や緊急事態が発生した場合に備え、救命講習等により救急法を従業員に対し教育・訓練すること。

1 5 感染症への対策

運営事業者は、感染症に対するマニュアルを作成し、感染症に十分に配慮して運営すること。なお、感染症対策マニュアルには、感染症が流行した場合の対応も含め、昨今の経験を踏まえた対策を考慮した事業継続計画を作成すること。

1 6 災害発生時の協力

震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を本市が実施しようとする場合、運営事業者はその処理処分に協力すること。

1 7 保険への加入

運営事業者は本施設の運営に際して、労働者災害補償保険、第三者への損害賠償保険等の必要な保険に加入すること。また、保険契約の内容及び保険証書の内容については、事前に本市の承諾を得る。

なお、本市は、本施設の所有者として、保険に加入の予定であるが、加入先は未定である。

1 8 地域振興

本施設の維持管理・運営に当たっては、市民に対する雇用促進のほか、地元企業等を活用するための手法等について、積極的に提案すること。

第4節 運営・維持管理業務条件

1 運営・維持管理

本業務は、次に基づいて行うものとする。

- (1) 事業契約書
- (2) 要求水準書(設計・建設業務編)
- (3) 本要求水準書
- (4) 事業提案書
- (5) その他本市の指示するもの

2 提案書の変更

原則として提出された事業提案書は変更できないものとする。

ただし、本業務期間中に本要求水準書に適合しない箇所が判明した場合には、運営事業者の責任において本要求水準書に適合するよう改善しなければならない。

3 要求水準書記載事項

- (1) 記載事項の補足等

本要求水準書に記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って運営・維持管理することを妨げるものではない。本要求水準書に明記されていない事項であっても、施設を運営・維持管理するために当然必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任と負担において補足・完備させなければならない。

- (2) 参考図等の取扱い

本要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。運営事業者は「(参考)」と記載されたものについて、施設を運営・維持管理をするために当然必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任と負担において補足・完備させなければならない。

4 契約金額の変更

上記2、3の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

5 本業務期間終了時の引渡し条件

運営事業者は、本業務期間終了時において、次の条件を満たし、本施設を本市に引き渡すこと。本市は、本施設の引渡しを受けるに際して、引渡しに関する検査を行う。

- (1) 本市が本要求水準書に記載の業務を行うに当たり支障が無いよう、本市が指示する内容の業務の本市(運営委託を行う場合の次期運営事業者含む)への引継ぎを行うこと。引継ぎ項目には、各施設の取扱説明書(本業務期間中に修正・更新があれば、修正・更新後のものも含む。)、本要求水準書及び事業契約書に基づき運営事業者が整備作成する図書を含むものとする。
- (2) 建物の主要構造部等に、大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化(通常の経年変化によるものを含む。)を除く

く。

- (3) 内外の仕上げや設備機器等に、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。
ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化(通常の経年変化によるものを含む。)を除く。
- (4) 主要な設備機器等が当初の設計図書に規定されている性能を満たしていること。
ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な性能劣化(通常の経年変化によるものを含む。)を除く。
- (5) 事業期間終了時に事業期間終了後 1 年間の運転に必要な予備品・消耗品を用意すること。
- (6) 本市(運営委託を行う場合の次期運営事業者含む)に対し、必要期間の運転教育を行うこと。なお、教育方法等は、運営事業者が策定し、本市の承諾を得ること。また、本市は本事業期間中に作成した図書、資料、蓄積したデータ及びノウハウ等については、次期運営事業者に対し、原則として全てを開示するものとする。
- (7) その他、本業務終了時における引渡し時の詳細条件は、本市と運営事業者の協議によるものとし、令和 29 年度の時点において、事業期間終了後の本施設の取扱について、本市と協議を開始すること。
- (8) 建設事業者のうち、プラントの設計・建設を行う者は、事業期間終了後においても特定部品又はその後継部品(以下「特定部品」という。)の製造を継続するとともに、本市が特定部品を調達しようとするときは速やかに規定の価格で提供すること。なお、特定部品の種類及び価格の決定方法については本市と協議により決定する。
- (9) 本市は、事業期間終了前に性能要件の満足を確認するため、本施設の機能・効率・能力等の確認を実施し、事業期間終了時において引き続き 1 年間は大規模な設備の補修及び更新を行うことなく、性能要件を満たしながら運転できる状態で引き渡すことを事業契約終了の条件とする。性能試験等の実施に当たっては、運営事業者が性能試験要領書(引渡性能試験と同程度の内容)を作成し、第三者機関が、性能試験要領書に基づいて施設の機能・効率・能力等の性能試験を本市の立会いの下に行う。なお、運営事業者は、事業期間終了後の 1 年間の運転期間中に、本施設に関して運営事業者の維持管理等に起因する性能未達が指摘された場合には、改修等必要な対応を行い、通常の運営に支障を来さないようにすること。

第2章 運営・維持管理体制

第1節 業務実施体制

- (1) 運営事業者は、本業務の実施に当たり、適切な業務実施体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、運転管理業務、維持管理業務、余熱利用管理業務、測定管理業務、防災管理業務、関連業務、情報管理業務等の各業務に適切な業務実施体制を整備すること。
- (3) 運営事業者は、整備した業務実施体制について本市に報告すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に本市に報告すること。

第2節 有資格者の配置

- (1) 運営事業者は、廃棄物処理施設技術管理者(ごみ処理施設)の資格を有し、廃棄物を対象としたエネルギー回収型廃棄物処理施設で次の要件を満たす現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後 2 年間以上配置すること。
 - ア 施設規模が 100t/日以上(複数炉)の連続運転式一般廃棄物焼却施設(処理方式はストーカ式に限る。)
 - イ ボイラー・タービン式発電機付きの全連施設(ストーカ式)のみ
 - ウ ダイオキシン類対策による平成 12 年 4 月 1 日以降に契約かつ竣工、交付金制度(H17.4.1以降に契約)を活用など
 - エ DBO 方式又は PFI 方式による事業
- (2) 運営事業者は、ボイラー・タービン主任技術者及び電気主任技術者を配置すること。
- (3) 運営事業者は、事業全体のエネルギー使用量(原油換算値)が合計して 1,500k1/年度以上の場合には、エネルギー管理員を設置し、その使用量について定期報告書を国に届け出ることとする。
- (4) 運営事業者は、本業務を行うに当たりその他必要な有資格者を配置することとし、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任も認めるものとする。なお、表 2.1 に参考として必要資格を示す。
- (5) 運営事業者は、試運転時に必要と認められる場合は、必要な有資格者を試運転時に配置すること。

表 2.1 維持管理・運営必要資格(参考)

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者 (ごみ焼却施設)	本施設の維持管理に関する技術上の業務を担当
安全管理者	安全に係る技術的事項の管理(常時 50 人以上の労働者を使用する事業場)
衛生管理者	衛生に係る技術的事項の管理(常時 50 人以上の労働者を使用する事業場)
第 2 種酸素欠乏危険作業主任者	酸欠危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症を防止する
防火管理者	施設の防火に関する管理者
危険物保安監督者・危険物取扱者	危険物取扱作業に関する保安・監督
第 1 種圧力容器取扱作業主任者	第 1・2 種圧力容器の取扱作業
クレーンデリック運転士	クレーンデリックの運転
第 2 種電気主任技術者	電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督
第 2 種ボイラー・タービン主任技術者	ボイラ・タービンの工事維持及び運用に関する保安の監督
特定化学物質等作業主任者	主灰の取扱い、焼却炉・集じん機等の保守・点検等業務

※業務内容については、関係法令を遵守すること。

※その他運営を行うに当たり必要な資格がある場合は、その有資格者を置くこと。

第 3 節 連絡体制

運営事業者は、平常時及び緊急時の本市等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に本市に報告すること。

第 4 節 教育訓練

- (1) 運営事業者は、施設の適正な管理と安定した運転を維持するため、運営事業者自ら確保した運転員などに対し、適切な教育訓練を行うこと。
- (2) 運営開始に際しては、本施設の試運転期間中に建設事業者より本施設の運転に必要な教育訓練を受けること。

第3章 運転管理業務

第1節 本施設の運転管理

運営事業者は、本施設を適切に運転し、本施設の要求性能（「第1章第2節8」参照）を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し適切に処理すると共に、経済的運転に努めた運転管理業務を行うこと。

第2節 受付・計量業務

1 受付管理

- (1) 運営事業者は、受付・計量業務を24時間体制で行うこととする。なお、夜間収集においても、円滑な受付管理ができるようなシステムを導入すること。
- (2) ごみの計量は、2回計量とすること。
- (3) 運営事業者は、一般搬入者については、原則として搬出用計量機での計量時に料金徴収を行う。許可業者については、月締めの納入通知書により本市が料金徴収を行う。
- (4) 運営事業者は、安全かつ効率的に受付を行うこと。
- (5) 運営事業者は、搬入者に対して、ごみの発生場所が市内であるか否かや、処理困難物の混入の有無等を確認すること。基準を満たしていないごみを確認した場合は、受け入れないものとし、併せてその旨を速やかに本市に報告すること。確認方法等の詳細については本市と協議のうえ計画すること。
- (6) 夜間（17時～翌日9時まで）は、許可業者及び夜間収集の委託業者の収集車両が搬入するため、上記の(1)から(5)の対応を行うこと。なお、夜間の搬入台数は1時間当たり最大8台を想定している。

2 計量データの管理

運営事業者は、計量が必要な搬入・搬出車両を計量棟において計量し、その記録をCSV形式のデータで提出すること。詳細は、協議により決定とする。

3 誘導・指示

運営事業者は、全ての車両に対し、本施設内のルート及びプラットホーム等のごみの降ろし場所について、誘導表示盤やカメラ等を設置し、誘導・指示を行うこと。なお、許可業者等の車両が搬出する際には、建屋への損傷を防止するため、運営事業者は適宜声掛けを行うこと。

4 ごみ処理手数料の徴収等

- (1) 運営事業者は、現金等でごみ処理手数料の支払いをする者から、本市が定める金額を本市が定める方法で徴収すること。領収証書の様式等については、本市と協議のうえ決定すること。なお、委託・許可業者については24時間受付可能とすること。
- (2) 運営事業者は、徴収した処理手数料については、その翌日までに、必要な書類とあわせて収納すること。また、収納する現金及び関係書類の確認方法等の詳細については、本市と協議のうえ決定すること。

- (3) 料金後納の場合の伝票及び廃棄物の量を証明する伝票(計量票)等の発行のほか、必要に応じて処理にかかる証明書等の発行を行うこと。また、料金後納の場合の伝票等の管理等を行うこと。詳細については本市と協議のうえ計画すること。

5 受付

- (1) 一般等の処理対象物の受付日及び受付時間は、原則として、月曜日～土曜日(ただし、1月1日から1月3日を除く。)9時から17時までとする。
- (2) 委託・許可業者の処理対象物の受付日及び受付時間は、原則として、毎日(ただし、1月1日から1月3日を除く。)24時間とする。
- (3) 今後変更があった場合や、本市から要請があった場合は、可能な限り対応すること。なお、これに伴い、費用の追加が必要な場合には、本市と運営事業者が協議して決定する。また、本市が事前に提示する場合は、上記に関わらず受入を行うこと。
- (4) 年末年始等のごみ量が多い時期、道路事情で収集車が受付時間に間に合わない場合等も柔軟に対応を行うこと。

第3節 搬入管理

- (1) 安全に搬入が行われるように、焼却炉棟のプラットフォーム内及びその周辺において搬入車両を誘導、指示すること。必要に応じて誘導員を配置するなど、適切な誘導、指示を行うこと。また、ダンピングボックスへの誘導及びダンピングボックスの操作を行うこと。
- (2) 運営事業者は、搬入車両のごみの投入時に適切な監視、指示を行うこと。
- (3) 運営事業者は、展開による搬入物検査(パッカー車等の中身の検査)を月2回(昼1回、夜1回)以上実施すること。実施に当たっては計画書を策定し、本市の承諾を得ること。
- (4) 処理対象物については、善良なる管理者の注意義務に従い、ダンピングボックスを活用するなどして、処理困難物の混入防止に努めること。特に、段ボール箱などに入れられたものについては、その中身を確認すること。また、正しくごみが分別されていない場合には、指導を行うこと。
- (5) 計量棟やプラットフォームでの監視で確認された処理困難物については、持ち込んだ者に持ち帰らせるよう、指示すること。また、搬入した者が持ち帰りに応じないなどの理由により、処理困難物等が残った場合の対応については、本市と協議し適切に対応すること。さらに、処理困難物の持込み禁止案内のチラシを本市と協議のうえ作成し、案内すること。
- (6) 運営事業者は、鳥インフルエンザ等の疫病発生時にこれらに感染した又は感染した疑いのある物を受け入れ、これらを適切に処理すること。なお、鳥インフルエンザ等の処理に係る対応(過去の事例)は、添付資料-09を参考とすること。

第4節 適正処理・適正運転

- (1) 運営事業者は、関係法令、公害防止基準等を遵守し、搬入された廃棄物を適正に処

理すること。

- (2) 運営事業者は、本施設の運転が、関係法令、公害防止基準等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。

第5節 運転管理体制

- (1) 運営事業者は、本施設を適切に運転するために、運転管理体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した運転管理体制を本市に報告すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に本市に報告すること。

第6節 用役の管理

- (1) 運営事業者は、本施設を適切に運転するために、適切な用役管理を実施すること。
なお、電気（アンシラリーサービス、発電側課金含む）、電話、通信等に係る経費は運営事業者の負担とする。
- (2) 運営事業者は、電力会社の託送供給等約款、系統連系技術要件、発電設備系統連系サービス要綱等に従うこととする。
- (3) 運営事業者は、電力系統側停電時には、施設を電力系統より解列して発電機を自立運転し、本施設及び事業実施区域内における設備の使用電力をまかない、復電時には、発電機を解列し、本施設の 77kV 母線に電圧が無いことを確認のうえ受電遮断器投入、電力系統に接続するなど、適切に運転すること。
- (4) 災害時等において、本施設を稼働するために必要な燃料、用水及び薬剤等の供給が途絶えた場合に備えて、本施設を稼働するために必要な燃料及び薬剤等を常に最大日使用量の 7 日分以上、用水については最大日使用量の 7 日分以上貯留している状態を保つように管理すること。
- (5) 災害時等において、電気事業者からの電力供給が途絶えた場合は、非常用発電設備で立上げ作業を行い、操業に必要な燃料が不足した場合については、日頃から調達業者と密なやり取りをすることで迅速に調達業務を行うこととする。

第7節 運転計画の作成

- (1) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく本施設の保守管理、修繕工事等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、本市の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、本市の承諾を得ること。
- (3) 運営事業者は、年間運転計画及び月間運転計画を必要に応じて変更すること。なお、変更に当たっては本市の承諾を得ること。
- (4) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の維持管理に関する用役の調達等を考慮した年間調達計画を毎年度作成し、本市の承諾を得ること。
- (5) 運営事業者は、年間調達計画に基づき、月間調達計画を作成し、本市の承諾を得ること。

第 8 節 運転管理記録の作成

- (1) 運営事業者は、各設備機器の運転データ、電気・工業用水等の用役データを記録するとともに、分析値、保守管理、修繕工事等の内容を含んだ運転日報、月間業務完了報告書、年報等を作成しなければならない。

第 9 節 性能試験の実施

- (1) 運営事業者は、要求水準書 設計・建設業務編「第 1 章第 8 節 1 引渡性能試験」に示された引渡し性能試験項目のうち、運営開始後に実施する項目を、建設事業者の立会い指導のもと、運営事業者が本市と合意した期日に実施すること。

第4章 維持管理業務

第1節 本施設の維持管理業務

運営事業者は、本施設の要求性能（「第1章第2節8」参照）を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し、適切に処理できるよう、本施設の維持管理業務を行うこと。

第2節 保守管理

保守管理とは、本施設を適正に維持管理していくための法定点検、法定点検以外の保守点検、機器の調整、日常的な部品の取換えなどの一切の管理を指す。

1 保守管理計画書の作成

- (1) 保守管理計画書は、当該年度の前年度に当該年度分の保守管理計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- (2) 保守管理計画書のうち、法定点検に関する計画は、表4.1に示す機器の項目、頻度等を参考に作成すること。
- (3) 保守管理計画書は、運転の効率性や安全性、操作性を考慮し計画すること。
- (4) 設備・機器については、使用開始時との環境が異なるものもあるため、留意した保守管理を実施すること。
- (5) 日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合等は、運営事業者は原因を追究したうえで、臨時点検を実施すること。
- (6) 消防用設備に必要となる消防法上の点検等のほか、適切な維持管理を行うこと。
- (7) 特定建築物に該当する建築物は、建築基準法条12条の法令点検を実施すること。

表4.1 法定点検、検査項目(参考)

設備名	法 律 名		備 考
ボイラ	電気事業法	法第42条 保安規定 法第55条 定期安全管理審査	定期検査 2年に1回以上
タービン	電気事業法	法第42条 保安規定 法第55条 定期安全管理審査	定期検査 4年に1回以上
クレーン	労働安全衛生法 クレーン等安全規則	規則第34条 ①荷重試験等 規則第35条 ②ブレーキ、ワイヤロープ等 規則第36条 ③作業開始前の点検 規則第40条 ④性能検査	①1年に1回以上 ②1月に1回以上 ③作業開始前 ④2年に1回以上
エレベータ	労働安全衛生法 クレーン等安全規則	規則第154条 ①定期自主検査 規則第155条 ②定期自主検査 規則第159条 ③性能検査	①1年に1回以上 ②1月に1回以上 ③1年未満又は1～2年以内に1回以上
	建築基準法	法第12条 定期点検	1年に1回以上
特定建築設備等	建築基準法	法第12条 定期点検	1年に1回以上
第1種圧力容器	労働安全衛生法 ボイラ及び圧力容器安全規則	規則第67条 ①定期自主検査 規則第73条 ②性能検査	①1月に1回以上 ②1年に1回以上

設備名	法 律 名		備 考
第2種圧力容器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則	規則第88条 定期自主検査	1年に1回以上
小型ボイラー及び小型圧力容器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則	規則第94条 定期自主検査	1年に1回以上
計量器	計量法	法第21条定期検査	2年に1回以上
貯水槽	水道法施行規則	規則第56条 検査	1年に1回以上
地下タンク	消防法	法第14条の3	消防法の規定による
消防用設備	消防法	法第17条の3の3	外観点検 3月に1回以上 機能点検 6月に1回以上 総合点検 1年に1回以上
電気設備	電気事業法	法第39条、法42条	保安規定による巡視点検 1か月に1回以上 定期点検 1年に1回以上
その他必要な項目	関係法令による		関係法令の規定による

2 保守管理の実施

運営事業者は、保守管理計画書に基づき、保守管理を実施すること。

3 保守管理実施報告書の作成

- (1) 運営事業者は、運営期間を通じた本施設の保守管理実施報告書を作成し本市へ報告すること。
- (2) 運営期間を通じた更新工事計画書は、保守管理実施報告書に基づき毎年度更新し、本市の承諾を得ること。
- (3) 運営事業者は、保守管理実施報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本市との協議による年数保管すること。

第3節 修繕工事

修繕工事とは、本施設について劣化した機能の修復と回復を目的に行う補修工事と、より良い機能回復を目的に行う更新工事及び性能の維持を図る目的で行う保全工事を指す。

1 補修工事

補修工事とは、本施設の劣化した部材、機器及び性能や機能を初期の性能水準まで回復させる補修又は部分的な交換を指す。ただし、実用上支障のない水準まで回復させる補修又は部分的な交換で運転に支障が生じないものについては、その限りではない。

(1) 補修工事計画書の作成

ア 運営事業者は、表4.2を参考に補修工事計画書を作成すること。その際、維持補

修管理システムを活用した保全計画を出来る限り作成すること。

イ 運営事業者は、運営期間を通じた本施設の補修工事計画書を作成し、本市の承諾を得ること。

ウ 運営期間を通じた補修工事計画書は、保守管理実施報告書に基づき毎年度更新し、本市の承諾を得ること。

エ 保守管理実施報告書に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の年間補修工事計画書を当該年度の前年度までに作成し、本市の承諾を得ること。

オ 補修工事に際して、工事前までに詳細な補修工事実施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。

表 4.2 補修工事の分類(参考)

作業区分			概 要	設備・機器(例)
補修工事	予防保全	時間基準保全	・具体的な劣化の兆候を把握しにくい、あるいはパッケージ化されて損耗部のみのメンテナンスしにくいもの。 ・構成部品に特殊部品があり、その調達期限があるもの。	コンプレッサ、ブロワ、電気計装部品、電気基板等
		状態基準保全	・摩耗、破損、性能劣化が、日常稼動中あるいは定期点検において、定量的に測定あるいは比較的容易に判断できるもの。	耐火物損傷、ボイラ水管の摩耗、排水設備の腐食等
	事後保全		・故障してもシステムを停止せず容易に保全可能なもの(予備系列に切り替えて保全できるものを含む)。 ・保全部材の調達が容易なもの。	照明装置、予備系列のあるコンベヤ、ポンプ類

※プラント設備、建築設備の例

(2) 補修工事の実施

運営事業者は、補修工事実施計画書に基づき、本施設の性能水準を回復するために補修工事を行うこと。

(3) 補修工事実施の報告

ア 運営事業者は、補修工事が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含めて、補修工事実施報告書を作成し、本市へ毎月報告を行うこと。

イ 運営事業者は、各年度の年間補修工事実施報告書を作成し、本市へ報告すること。

ウ 補修工事実施報告書及び年間補修工事実施報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本市との協議による年数保管すること。

2 更新工事

更新工事とは、本施設の劣化した機器又は装置を全交換することで、低下した性能若しくは機能を初期の性能水準又は実用上支障のない水準まで回復させ、中長期的な維持ができることを指す。

(1) 更新工事計画書の作成

- ア 運営事業者は、運営期間を通じた本施設の更新工事計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- イ 運営期間を通じた更新工事計画書は、保守管理実施報告書に基づき毎年度更新し、本市の承諾を得ること。
- ウ 保守管理実施報告書に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況等を把握したうえで、年間更新工事計画書を当該年度の前年度までに作成し、本市の承諾を得ること。
- エ 更新工事に際して、工事前までに詳細な更新工事計画書を作成し、本市の承諾を得ること。

(2) 更新工事の実施

運営事業者は、更新工事計画書に基づき、本施設の性能水準を回復し維持するために更新工事を行うこと。

(3) 更新工事实施報告書の作成

- ア 運営事業者は、更新工事が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含めて、更新工事实施報告書を作成し、本市へ毎月報告を行うこと。
- イ 運営事業者は、各年度の年間更新工事实施報告書を作成し、本市へ報告すること。
- ウ 更新工事实施報告書及び年間更新工事实施報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本市との協議による年数保管すること。

3 保全工事

保全工事とは、本施設の要求性能の維持や公害防止基準の遵守と直接的な関連はないが、運営時の使い勝手や効率性を考慮し、点検・修理・交換等を行うことを指す。

運営事業者は、適切な保全工事を行うこと。なお、照明設備、空調設備、換気設備等の建築設備の修理・交換、構内案内板の修理・交換、構内白線引き等について配慮すること。

また、夜間時における計量システムの不具合等に対しては、早急な修理など真摯な対応を行うこと。

第4節 清掃

運営事業者は、本施設を常に清掃し清潔に保ち、清掃実施報告書を毎年度作成し、本市へ報告すること。特に見学者等の第三者が立ち入る場所や、ほこりが溜まりやすいエリア（プラットホームのヤード上等）は、清潔な環境を維持することとする。

第5節 維持管理マニュアル

- (1) 運営事業者は、運営期間にわたり本施設の適切な維持管理を行っていくため、維持管理について基準化した維持管理マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、維持管理マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定に当たっては本市の承諾を得ること。

第6節 精密機能検査

- (1) 運営事業者は、3 年に 1 回以上の頻度で、本施設に対して精密機能検査を実施すること。
- (2) 精密機能検査の結果を踏まえ、本施設の要求性能(「第 1 章第 2 節 8」参照)を維持するために必要となる各種計画の見直しを行うこと。

第 7 節 長寿命化総合計画の作成及び実施

- (1) 運営事業者は、運営期間の開始前に、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き(最新版)」に準拠して長寿命化総合計画を策定し、本市の承諾を得ること。
- (2) 本業務期間を通じた長寿命化総合計画は、点検・検査、補修、精密機能検査、機器更新等の運営・運転実績を基本とした維持管理計画書に基づき毎年度更新し、その都度、本市の承諾を得ること。
- (3) 運営事業者は、長寿命化総合計画に基づき、本施設の要求性能(「第 1 章第 2 節 8」参照)を維持するために、維持管理を行うこと。
- (4) 運営 16 年目の令和 29 年度に、最新の長寿命化総合計画並びにそれまでの補修及び維持管理業務実績を考慮し、令和 34 年度以降の運転計画が検討できる長寿命化総合計画を作成し、本市の承諾を得ること。

第5章 余熱利用管理業務

第1節 本施設の余熱利用管理業務

- (1) 余熱利用では、電力、蒸気、温水に活用することとし、発電した電力については、本施設内での自家消費に活用するほか、余剰電力は逆潮流を予定している。
- (2) 運営事業者は、本施設を安全・安定的に運転することを前提に使用電力の最小化(省エネルギー)に努めること。
- (3) 運営事業者は、電力会社からの発電設備等の出力の抑制の求めに応じること。
- (4) 運営事業者は、逆潮流の計画や非化石証書化等、売電・送電に関して本市が行う事務手続きの支援を行うこと。
- (5) 運営事業者は、容量市場参画に伴う出力応答の要請があった際には、可能な限り省エネルギーに努め、逆潮流量を増加するために協力すること。

第2節 余熱利用管理

1 余熱利用管理計画の作成

- (1) 運営事業者は、年間運転計画及び月間運転計画の中で、発電電力量及び逆潮流電力量(30分単位)を含む余熱利用計画について計画すること。
- (2) 年間運転計画及び月間運転計画は、運転の効率性や安全性、操炉、熱供給を考慮したうえで、発電量の最大化など、本市にとって有利となるように計画すること。

2 余熱利用管理の実施

- (1) 運営事業者は、年間運転計画及び月間運転計画に基づき、余熱利用管理を行うこと。
- (2) 逆潮流電力量(30分単位)を含む余熱利用計画について、計画から大きく乖離するような事態が生じた場合は、直ちに本市が指定する方法で情報を共有すること。

3 余熱利用管理実施の報告

- (1) 運営事業者は、月間業務完了報告書において、発電電力量及び逆潮流電力量(30分単位)を含む余熱利用管理について報告すること。

第6章 測定管理業務

第1節 本施設の測定管理業務

運営事業者は、本施設の要求性能（「第1章第2節8」参照）を発揮しながら、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な測定管理業務を行うこと。なお、本市は、運営事業者が自ら行う測定管理業務とは別に、直接環境測定を行なうなど運営事業者のモニタリングを実施する。運営事業者は、運転データ等の開示など本市のモニタリングに全面的に協力すること。

第2節 測定管理マニュアル

運営事業者は、表 6.1 に示した測定項目の内運営事業にて測定を行う項目の測定頻度を基に測定管理マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。なお、作成に当たっては表 6.1 の項目及び頻度と同等以上とすること。

本施設の運営の状況をより効果的に把握することが可能な測定項目等について運営事業者及び本市が合意した場合、表 6.1 に示した測定項目及び測定頻度は適宜、変更されるものとする。また、法令改正等により測定項目を変更する必要がある場合は、別途協議するものとする。

運営事業者は、測定管理マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定に当たっては本市の承諾を得ること。

表 6.1 業務期間中の測定項目

区 分	計 測 項 目	計測最低頻度	所 掌	
			本市	事業者
ごみ質	種類組成、三成分、低位発熱量、単位体積重量、元素組成	12回/年	-	●
排ガス	ばいじん	6回/年・炉		●
		常時連続測定	-	●
	塩化水素	6回/年・炉	-	●
		常時連続測定	-	●
	硫黄酸化物	6回/年・炉		●
		常時連続測定	-	●
	窒素酸化物	6回/年・炉	-	●
		常時連続測定	-	●
	一酸化炭素	常時連続測定	-	●
	ダイオキシン類	2回/年・炉	-	●
	水銀	2箇所・2回/年・炉	-	●
騒音	騒音レベル(デシベル)(敷地境界●箇所)	1回/年	-	●
振動	振動レベル(デシベル)(敷地境界●箇所)	1回/年	-	●
悪臭	臭気指数、特定悪臭物質濃度(敷地境界●箇所)	1回/年	-	●
水質	ダイオキシン類及び下水道放流基準	下水道法施行規則第15条第2号による	-	●
主灰	熱灼減量※3	1回/月	-	●
	重金属溶出試験※シアン化合物含む	1回/年	-	●
	ダイオキシン類含有量	1回/年	-	●
飛灰処理物	重金属溶出試験※シアン化合物含む	1回/年	-	●
	ダイオキシン類含有量	1回/年	-	●
作業環境基準	ダイオキシン類濃度	4回/年	-	●
	粉じん濃度	4回/年	-	●

※1 ●:所掌内 -:所掌外

※2 ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素の濃度については、大気質測定機器にて毎日連続測定した数値の1時間平均値を計測し、常時、排ガス状況監視盤で測定値を公開する。

※3 熱灼減量は湿灰で含水率を測定すること。

※4 主灰の重金属溶出試験については、参考値扱いとするが、他項目同様、計量証明書付きで報告すること。

※5 ごみ組成分析について、昭和52年環整第95号の分析方法により年間を通じて同一の方法(分析項目)で実施すること。

第3節 排ガスの基準値を超過した場合の対応

1 要監視基準と停止基準

(1) 基準の区分

運営事業者による本施設の運営が環境面から適切に実施されているかの判断基準として、定期測定項目及び常時連続測定項目において要監視基準と停止基準を設定している。要監視基準は、その基準を上回った場合、前項で示した計測の頻度を増加させる等の監視強化を行うための基準である。停止基準は、その基準を上回った場合、本施設を停止する基準である。

(2) 対象項目

要監視基準及び停止基準の設定の対象となる測定項目は、本施設からの排ガスに関する環境計測項目のうち、ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、一酸化炭素とする。

(3) 基準値及び測定方法

停止基準の基準値及び判定方法については、表 6.2 に示すとおりとする。なお、要監視基準の基準値については、運営事業者の提案によるものとする。

表 6.2 排ガスの要監視基準及び停止基準

区分	物質	要監視基準		停止基準	
		基準値	判定方法	基準値	判定方法
連続計測項目	ばいじん [g/Nm ³]	[]	1 時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、本施設の監視を強化し、改善策の検討を開始する。	0.01	1 時間値平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。
	塩化水素 [ppm]	[]		10	
	硫黄酸化物 [ppm]	[]		10	
	窒素酸化物 [ppm]	[]		50	
	一酸化炭素 [ppm]	[]	瞬時値のピークを極力発生させないように留意する。	30	4 時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。

注:煙突出口、乾きガス O₂12%換算値

2 要監視基準値を超過した場合の対応

運営事業者は、要監視基準値を超過した場合には、次に示す手順で本施設の平常通りの運転状態への復旧を図ること。

- (1) 本施設が異常事態に至ったことの本市への報告
- (2) 要監視基準値を逸脱した原因の解明
- (3) 追加計測結果等を踏まえた改善計画の策定(本市による承諾)
- (4) 改善作業への着手
- (5) 改善作業の完了確認(本市による確認)
- (6) 作業完了後の運転データの確認(本市による確認)
- (7) 監視強化状態から平常運転状態への復旧

3 停止基準値を超過した場合の対応

運営事業者は、停止基準値を超過した場合には、次に示す手順で本施設の平常通りの運転状態への復旧を図ること。また、本市では、復旧に当たり、地域住民等へ報告するが、事業者は必要に応じて本市に協力すること。

- (1) 速やかな本施設の運転停止
- (2) 本施設が異常事態に至ったことの本市への報告
- (3) 停止レベルに至った原因の解明
- (4) 改善計画の策定(本市による承諾)
- (5) 改善作業への着手
- (6) 改善作業の完了確認(本市による確認)
- (7) 復旧のための試運転の開始
- (8) 運転データの確認(本市による確認)
- (9) 本施設の使用再開

第7章 防災等管理業務

第1節 本施設の防災等管理業務

運営事業者は、本施設の要求性能(「第1章第2節8」参照)を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な防災等管理業務を行うこと。

第2節 二次災害の防止

運営事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び対象施設へ与える影響を最小限に抑えるように本施設の運転を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。

第3節 防火・防災マニュアル(緊急時対応マニュアル)の作成

運営事業者は、防火・防災管理体制の整備、防火・防災訓練の実施方法、緊急時における人身の安全確保、二次災害の防止、本施設の運転の安全な停止、本施設の復旧、市への報告方法等を適切に実施するために、手順を定めた防火・防災マニュアル(緊急時対応マニュアル)を作成し、本市の承諾を得ること。

運営事業者は、防火・防災マニュアル(緊急時対応マニュアル)を必要に応じて改定すること。なお、改定に当たっては本市の承諾を得ること。

第4節 防火・防災管理体制の整備

運営事業者は、「消防法」(昭和23年法律第186号)等関係法令に基づき、本施設の防火・防災上必要な管理者、組織等の防火・防災管理体制を整備すること。

運営事業者は、整備した防火・防災管理体制について本市に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本市に報告すること。

第5節 防火・防災訓練の実施

運営事業者は、緊急時に防火・防災管理及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防火・防災訓練等を行うこと。

また、運営事業者は、ごみピット火災等を想定したプラットホームからの初期消火方法、各諸室での火災を想定した初期消火方法等を計画し、定期的にシミュレーション等も活用した消火訓練を行うこと。

第6節 事故報告書の作成

運営事業者は、事故が発生した場合は、防火・防災マニュアル(緊急時対応マニュアル)に従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転管理記録等を本市に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、本市に提出すること。

第 8 章 関連業務

第 1 節 本施設の関連業務

運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な関連業務を行うこと。

第 2 節 敷地内管理

運営事業者は、本敷地内の多目的広場、駐車場、緑地、植栽等を常に良好に保ち、適切に維持管理すること。なお、敷地内埋設配管(工業用水、余熱利用、その他建設事業者が設置する配管等)の管理も含むこととするが、管理範囲は敷地内のみとする。

第 3 節 施設警備・防犯

- (1) 運営事業者は、敷地境界までの範囲において施設警備・防犯体制を整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した施設警備・防犯体制を本市に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本市に報告すること。

第 4 節 見学者対応

- (1) 見学者の受付及び説明は、原則として運営事業者において行うこととする。ただし、行政視察へは本市が対応するが、運営事業者は本市に協力すること。
- (2) 場内の動線については、決められた動線を遵守し、本施設への来場から退場に至るまで、安全性に十分配慮した見学体制を整備すること。
- (3) 運営事業者は、見学者説明用パンフレットの内容更新、追加印刷等を実施すること。詳細については本市と協議し、決定すること。
- (4) 運営事業者は、本施設に来訪する見学者の安全が確保される体制を整備すること。

第 5 節 周辺住民対応

- (1) 運営事業者は、常に適切な運営・維持管理を行うことにより、周辺の住民の信頼と理解、協力を得ること。
- (2) 運営事業者は、本市が住民に報告する場である協議会（年 2 回程度）への出席を要請された場合は、対応すること。
- (3) 運営事業者は、本施設の運営・維持管理に関して、住民等から意見等があった場合、速やかに本市に報告し、本市と協議のうえ対応すること。

第 6 節 市民向けイベントの企画

- (1) 運営事業者は、環境啓発に関連するイベントを企画し、年 1 回以上開催すること。
- (2) 運営事業者は、企画したイベントを市に提出し、承諾を得ること。
- (3) 開催するイベントに係る費用は、運営事業者の負担とする。

第 7 節 ホームページの開設及び運営

- (1) 運営事業者は、本施設の運転状況を公表するホームページを運営開始時に速やかに

開設し、運営すること。

- (2) ホームページで公表するデータや本市ホームページとのリンクなどは本市と協議のうえ、決定すること。なお、ホームページに掲載した写真データは本市でも活用するため、適時提出すること。
- (3) 運営事業者は施設見学についての案内をホームページで行うこと。

第8節 災害発生時の対応及び指定避難所用物資保管倉庫の管理

- (1) 本施設は、災害時の指定避難所に指定する予定である。
- (2) 備蓄品の管理は本市で行う。災害時の避難所運営に協力すること。

第9章 情報管理業務

第1節 本施設の情報管理業務

運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な情報管理業務を行うこと。
また、管理する情報は、その目的以外に使用しないものとし、情報の漏洩を防止する措置を講ずること。

第2節 運営体制

運営事業者は、次の体制について本市の承諾を得ること。運営事業者は、必要に応じ次以外の体制についても作成し、本市の承諾を得ること。

- ① 安全衛生管理体制
- ② 防火・防災管理体制
- ③ 連絡体制
- ④ 施設警備・防犯体制
- ⑤ 運転管理体制
- ⑥ 緊急時の連絡体制

第3節 運営マニュアル

運営事業者は、運営マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。運営事業者は、必要に応じ次以外のマニュアルも作成し、本市の承諾を得ること。

運営事業者は、運営マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定に当たっては本市の承諾を得ること。

運営マニュアルには下記①から⑧のマニュアルに関する内容も含めること。

- ① 運転管理マニュアル
- ② 維持管理マニュアル
- ③ 余熱利用管理マニュアル
- ④ 測定管理マニュアル
- ⑤ 防火・防災管理マニュアル(緊急時対応マニュアル)
- ⑥ 急病等対応マニュアル
- ⑦ 感染症対策マニュアル
- ⑧ その他関連業務マニュアル

第4節 運転

- (1) 運営事業者は、本施設の年間運転計画書、月間運転計画書、年間調達計画書及び月間調達計画書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、ごみ搬入量、副生成物量、運転データ、用役データ、運転日報、月報、年報等を記載した運転管理記録を作成し、本市に提出すること。
- (3) 運転管理記録の詳細項目は、本市と協議のうえ決定すること。
- (4) 運転管理記録関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第5節 保守管理

「第4章維持管理業務 第2節保守管理」に基づくものとする。

第6節 補修工事

「第4章維持管理業務 第3節修繕工事 1 補修工事」に基づくものとする。

第7節 更新工事

「第4章維持管理業務 第3節修繕工事 2 更新工事」に基づくものとする。

第8節 保全工事

- (1) 運営事業者は、保全工事を行った場合は、保全工事結果を記載した保全工事実施報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、保全工事実施報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議のうえ決定すること。
- (3) 保全工事関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第9節 作業環境管理

- (1) 運営事業者は、作業環境管理計画書及び作業環境保全状況を記載した作業環境管理結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、(1)に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議のうえ決定すること。
- (3) 作業環境管理関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第10節 清掃実施

- (1) 運営事業者は、清掃計画書及び清掃実施報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、(1)に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議のうえ決定すること。
- (3) 清掃関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第11節 測定管理

- (1) 運営事業者は、表 6.1 から表 6.2 に示した測定項目及び測定頻度を遵守するように測定管理マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、測定管理マニュアルに基づき測定管理を行うこと。
- (3) 運営事業者は、測定管理結果を測定管理結果報告書としてまとめ、本市へ提出すること。

- (4) 運営事業者は、測定管理結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議のうえ決定すること。
- (5) 運営事業者は、本市が実施する住民説明会等の資料を本市と協議のうえ作成すること。
- (6) 測定管理結果報告書は、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第 1 2 節 防災等管理

- (1) 運営事業者は、防火・防災管理計画書及び防火・防災管理結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、(1)に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議のうえ決定すること。
- (3) 防火・防災管理関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第 1 3 節 緊急対応

- (1) 運営事業者は、事故が発生した場合は、緊急時対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転管理記録等を本市に報告すること。
- (2) 報告後は、速やかに対応策等を記した緊急対応結果報告書を作成し、本市に提出すること。

第 1 4 節 事業継続計画

- (1) 運営事業者は、緊急事態が発生した際に、本事業の継続や復旧を速やかに遂行するための事業継続計画(Business continuity planning:BCP)を策定すること。
- (2) 運営事業者は、災害、疫病、システム障害等の緊急事態別に具体的な対応方法及び事業継続可否の判断指標を設けること。

第 1 5 節 関連業務管理

- (1) 運営事業者は、関連業務実施計画書及び関連業務実施報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (2) 運営事業者は、(1)に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議のうえ決定すること。
- (3) 関連業務関連データは、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第 16 節 施設情報管理

- (1) 運営事業者は、本業務に関する各種マニュアル、図面等を業務期間にわたり適切に管理すること。
- (2) 運営事業者は、修繕工事等により、本業務の対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- (3) 運営事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法について検討し、本市へ報告すること。
- (4) 運営事業者は、本市が発信するホームページ等に掲載する資料について提出を求められた場合、速やかに対応すること。

第 17 節 業務完了報告

- (1) 運営事業者は、上記第 4 節から第 16 節の履行結果をとりまとめ、セルフモニタリングに基づいて作成した月間業務完了報告書を本市へ提出すること。これを補完する目的で本市が随時のモニタリングを行うこととする。
- (2) 月間業務完了報告書は、毎月提出することとする。
- (3) 月間業務完了報告書の詳細項目は、本市と協議のうえ決定すること。

第 18 節 その他管理記録報告

- (1) 運営事業者は、年 1 回財務諸表を本市に提出すること。
- (2) 運営事業者は、本施設の管理記録すべき項目又は運営事業者が自主的に管理記録する項目を考慮し、管理記録報告を作成すること。
- (3) 運営事業者は、報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議のうえ決定すること。
- (4) 管理記録報告については、法令等で定める年数又は本市との協議による年数保管すること。

第 19 節 情報セキュリティ

- (1) 運営事業者は、セキュリティソフトの導入(更新)等の情報セキュリティ対策を講じること。
- (2) 運営事業者は、セキュリティポリシーを定め、個人情報の外部漏洩を防止すること。
- (3) 情報セキュリティの詳細な内容については、本市と協議のうえ決定すること。
- (4) 運営事業者又はその従業員は、本業務により知りえた個人情報を第三者に漏洩又は不当な目的に使用してはならない。このことは、契約期間が終了し、又は従業員がその職務を退いた後においても同様とする。